

令和2年度第1回日光市総合教育会議次第

日 時：令和2年11月18日（水）午後1時30分～

場 所：本庁舎3階 大会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 会議の運営事項について

4 協議事項

(1) 令和3年度教育関連事業の概要について

資料1

5 報告事項

(1) 日光市における新型コロナウイルス感染症対策について

資料2

(2) 地域と学校の連携・協働体制強化推進について

資料3

6 その他

7 閉会

令和3年度教育関連事業の概要について

基本目標1

生涯にわたり主体的に学ぶ、次代を創る心豊かな人づくり・地域づくり

市民一人ひとりが、生涯にわたり多様な学習機会を享受できる体制・環境や、ふるさと日光の歴史・文化・環境等を学び、愛着を持つ学習機会を整えるとともに、学習成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図ります。そして、生涯学習活動を通じたひとづくりや地域づくりを進めます。

また、特に、青少年においては、次世代を担う大切な存在であることから、心身ともに健やかに成長し、社会的に自立した個人として成長できるよう支援するとともに、青少年の健全育成に向けた環境づくりに努めます。

主要事業

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①推進体制の充実	○生涯学習・公民館等連絡会の開催（生涯学習課）
②生涯各期における生涯学習の充実	○「広報にっこう」生涯学習情報コーナーによる情報提供（生涯学習課）
③地域ぐるみで子どもを育てる体制整備の支援	○地域教育力活性化事業（生涯学習課） 〔学校支援ボランティア活動推進事業〕
④市民主体の学習機会、学習成果の活用機会の提供	○日光学まつり・生涯学習フェスタ開催事業（生涯学習課） ○市民文化祭開催事業（生涯学習課・各地区公民館） ○杉並木公園ギャラリー運営事業（生涯学習課）
⑤地域づくり・まちづくりに取り組む人材育成	○地域教育力活性化事業（生涯学習課）
⑥青少年育成団体の支援・指導者等の養成	○子ども会・PTA等の活動支援事業（生涯学習課・各地区公民館）
⑦青少年活動の推進	○青少年リーダー養成・活動体験事業（生涯学習課・日光公民会・藤原公民館）
⑧青少年を取り巻く環境の健全化	○少年指導委員活動事業（生涯学習課・各地区公民館）

基本目標2**一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会の実現**

「一人ひとりが個人として尊重される社会」、「機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会」、「一人ひとりの多様性を認め、ともに生きる社会」の実現を目指し、人権施策を総合的に推進します。

主要事業

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①学校における人権教育の推進	○盲導犬体験教室事業（生涯学習課）
②人権教育指導者の育成	○人権教育推進教員研修会開催事業(学校教育課) ○人権講演会・人権教育指導者研修会開催事業（生涯学習課）
③人権啓発の推進	○人権尊重啓発標語・ポスター募集事業（生涯学習課） ○人権講演会・人権教育指導者研修会開催事業（生涯学習課） ○赤間々会館運営事業（生涯学習課）

基本目標3**「生きる力」を育み、互いに協力して未来を切り拓く児童生徒の育成**

教育環境の充実に努めながら、小中連携・一貫教育の推進を中核として、家庭・地域・関係機関とのつながりを強め、質の高い教育の実現を目指します。

主要事業

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①確かな学力の育成	<input type="checkbox"/> 授業改善支援事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 小中一貫教育推進事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 地域人材活用事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 英検助成事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 奨学金貸付事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 小中学校の適正配置事業（学校教育課）
②児童生徒指導上の問題に対応した教育の推進	<input type="checkbox"/> 適応指導教室事業（学校教育課）
③登下校時の安全安心の確保	<input type="checkbox"/> 地域ぐるみの安全体制整備推進事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 通学費補助金交付事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> スクールバス運行業務の民間委託事業（学校教育課）
④特別支援教育の充実	<input type="checkbox"/> 特別支援教育推進事業（学校教育課）
⑤学校施設の整備	<input type="checkbox"/> 教育用 I C T機器導入事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 小学校校舎等維持管理事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 中学校校舎等維持管理事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 三依小中学校屋内運動場整備事業（学校教育課）
⑥学校給食調理施設と調理体制の充実	<input type="checkbox"/> 学校栄養職員の配置事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 学校給食調理業務の民間委託事業（学校教育課）

基本目標4

保護者が安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できる家庭教育力の向上

全ての教育の出発点である家庭教育を、個々の家庭の努力のみに委ねることなく、その担い手である保護者の学びを支援することで家庭の教育力の向上を目指します。

主要事業

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①学習機会の充実	○親力アップ子育てセミナー開催事業（生涯学習課） ○家庭教育学級開催事業（生涯学習課・各地区公民館） ○就学児童保護者講演会講師派遣事業（生涯学習課） ○思春期子育てアドバイス講演会講師派遣事業（生涯学習課）
②人材の育成	○家庭教育指導者スキルアップ講座開催事業（生涯学習課）
③人材の活用	○家庭教育学級開催事業（生涯学習課・各地区公民館） ○就学児童保護者講演会講師派遣事業（生涯学習課）
④情報提供や啓発活動の充実	○家庭教育情報の市ホームページへの掲載（生涯学習課）

基本目標5**市民一人ひとりの自己実現のための社会教育の充実**

魅力と活力にあふれたまちづくりを担える人材の育成と市民活動を支援するため、社会教育施設における学習の充実を図るとともに、計画的な施設整備に努めます。

主要事業

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①学習活動の支援	○ひかりの郷にっこう出前講座事業（中央公民館）
②公民館活動の充実	○公民館教室・講座実施事業（中央公民館他14館）
③社会教育関係団体の育成	○子ども会・PTAの活動支援事業（生涯学習課・各地区公民館）
④図書館機能の充実	○図書館運営事業（生涯学習課） ○図書館指定管理事業（生涯学習課） 〔地域の図書館整備事業（足尾・栗山地域）、移動図書館事業、イベント開催事業、子育て・家庭支援事業を含む〕 ○図書館情報システム事業（生涯学習課）
⑤読書活動の推進	○図書館指定管理事業（生涯学習課） 〔ブックスタート事業・電子図書館事業を含む〕 ○読書活動推進計画関連事業（生涯学習課）
⑥日光市歴史民俗資料館・二宮尊徳記念館における教育の推進	○学校移動博物館・館内社会科見学事業（文化財課） ○企画展開催事業（文化財課） ○郷土資料調査・保存事業（文化財課）
⑦公民館	○小来川公民館整備事業（日光公民館） ○三依公民館整備事業（藤原公民館）

基本目標6

各種文化財の保存活用と地域に根ざした文化活動の促進

市内に多数存在する文化財の保存と活用を推進するとともに、文化財保護体制をさらに充実させ、併せて保護思想の普及・啓発を図ります。
 また、地域に根ざした文化の伝承や、新たな文化を創造するための機会を充実するとともに活発な文化芸術活動を推進することで、だれもが身近に文化に親しみ、豊かな心と潤いのある生活を実現した、文化の薫るまちを目指します。

主要事業

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①文化財調査などの促進	○名勝おくのほそ道の風景地保存管理計画策定事業（文化財課）
②文化財保護・活用	○市指定等文化財補助事業（文化財課） ○市指定文化財説明板改修事業（文化財課） ○文化財くん蒸事業（文化財課）
③文化財の保護思想の普及	○市指定文化財データベース公開事業（文化財課）
④世界遺産の保護対策	○気象データ採取及び観測機器等保守管理事業（文化財課） ○「史跡 日光山内」保存活用協議会開催事業（文化財課） ○「史跡 日光山内」総合的学術調査実施事業（文化財課）
⑤足尾銅山の世界遺産登録推進事業	○啓発事業（文化財課） ○構成資産等調査整備事業（文化財課） ○調査事業（文化財課） ○検討委員会開催事業（文化財課）
⑥伝承者や後継者の育成・支援	○日本の伝統芸術鑑賞教室開催事業（生涯学習課） ○民俗芸能保存団体活動支援事業（生涯学習課）
⑦文化団体の育成・支援	○文化協会支援事業（生涯学習課） ○民俗芸能保存団体活動支援事業（生涯学習課）
⑧文化施設での魅力あるイベントや展示の開催・充実	○ふくろうの森手塚登久夫石彫館運営事業（生涯学習課） ○小杉放菴記念日光美術館活用事業・移動美術展開催事業（生涯学習課） ○小杉放菴記念日光美術館指定管理事業（生涯学習課） [展覧会事業・教育普及事業を含む]
⑨公共文化施設の適正な整備	○今市文化会館改修事業（中央公民館）

基本目標7**スポーツを通じて育む豊かなくらし**

広く多くの市民が生涯にわたりスポーツを通じて、心身の健康の保持増進や豊かな人間関係と地域コミュニティの形成を推進できるよう、多様なニーズやライフステージに応じたスポーツ活動の機会を確保・提供するため、スポーツ環境の整備に努めます。

主要事業

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○総合型地域スポーツクラブ育成事業（スポーツ振興課） ○ニュースポーツ開催事業（スポーツ振興課） ○競技別市民スポーツ大会開催事業（スポーツ振興課） ○学校体育施設開放事業（スポーツ振興課・各地区公民館） ○スポーツ協会等各種団体育成支援事業（スポーツ振興課）
②スポーツ情報の提供	○ホームページ・SNS運用事業 （スポーツ振興課・各地区公民館）
③競技スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体事業(国体推進課) ○日光杯全日本女子中学・高校生アイスホッケー大会開催事業 （スポーツ振興課） ○競技スポーツ支援事業（スポーツ振興課）
④特色あるスポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ホッケー普及事業（スポーツ振興課） ○スケート普及事業（スポーツ振興課・日光公民館）
⑤スポーツ施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○社会体育施設運営事業（スポーツ振興課・各地区公民館） ○社会体育施設整備事業（スポーツ振興課・各地区公民館）

日光市における新型コロナウイルス感染症対策の対応経緯

年月日	内 容	
R2.1.28	感染症法による指定感染症に指定	
R2.2.1	日光市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置	
R2.2.3	第1回本部会議	情報共有及び対策の方針等について協議
R2.2.20	第2回本部会議	市イベント等開催における判断基準等について協議・決定
R2.2.27	第3回本部会議	市イベント等開催における判断基準の改定等について協議・決定
R2.2.28	第4回本部会議	小中学校の臨時休業等について協議・決定
R2.3.17	第5回本部会議	日光市中小企業振興資金等について協議・決定
R2.3.25	第6回本部会議	市イベント等開催における判断基準の改定について協議・決定
R2.4.7	政府が緊急事態宣言を発出（7都府県対象に5月6日まで）	
R2.4.10	第7回本部会議	日光市の基本的対応方針、各種基準等について協議・決定
R2.4.13	企画総務部総合政策課内に、新型コロナウイルス対策室を設置	
R2.4.16	政府が緊急事態宣言を全国に拡大	
R2.4.17	第8回本部会議	公共施設の利用制限、小中学校の臨時休業等について協議・決定
R2.4.17	栃木県が緊急事態措置を発令	
R2.4.20	第9回本部会議	栃木県の緊急事態措置を受けての日光市の基本方針について協議
R2.4.22	第10回本部会議	栃木県の緊急事態措置を受けての日光市の基本方針について協議・決定
R2.4.30	国の第1次補正予算が成立	
R2.4.30	第11回本部会議	日光市の基本方針の改定、公共施設の利用制限、小中学校の臨時休業の延長等について協議・決定
R2.5.4	政府の緊急事態宣言の5月31日までの延長が決定	
R2.5.7	第12回本部会議	日光市の基本方針、各種基準の改定等について協議・決定
R2.5.11	第13回本部会議	公共施設の取扱い、市独自事業等について協議・決定
R2.5.14	政府が栃木県を含む39県の緊急事態宣言を解除	
R2.5.15	第14回本部会議	日光市の基本的対応方針、市独自事業等について協議・決定
	栃木県が、独自の指標として「新型コロナ警戒度基準」を設定	
R2.5.22	第15回本部会議	職場等における感染防止対策、市独自事業等について協議・決定
R2.5.25	政府が緊急事態宣言を解除	
R2.5.26	栃木県が緊急事態宣言解除後（全国）の栃木県における対応を示す	
R2.5.27	第16回本部会議	日光市の基本的対応方針の改定、公共施設の取扱い等について協議・決定
R2.6.12	国の第2次補正予算が成立	
R2.7.17	市内において、最初の感染症患者が発生（県117例目）	
R2.7.22	臨時議会を開催し、新型コロナウイルス対策に係る施策について審議	
R2.7.25	第17回本部会議	複数の感染症患者が発生している市内飲食店関連事例の対応について協議・決定
	栃木県において、上記事例がクラスター事例（栃木県4例目飲食店従業員クラスター）であることを発表	
R2.7.28	第18回本部会議	県の警戒度レベル引き上げ及び市内感染症患者発生に対する対応について協議・決定
R2.8.12	栃木県が、「新型コロナ警戒度基準」を見直し	
R2.8.21	栃木県・県内全市町が共同による「新型コロナとの闘いを乗り越えるオールとちぎ宣言」を採択	
R2.10.23	第19回本部会議	日光市の基本的対応方針の改定について協議・決定

令和 2 (2020) 年 10 月 23 日
日光市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

新型コロナウイルス感染症対策に係る日光市の基本的対応方針

令和 2 年 5 月 25 日に全ての都道府県において、政府対策本部長による、緊急事態解除宣言がなされて以降、栃木県においては、国の示す指針等に基づき、一定の移行期間を設け、段階的に活動レベルを引き上げてきた。

併せて、県では、独自の「新型コロナ警戒度基準」に基づき、各警戒度の状況に応じた行動基準や対応を示し、「感染拡大防止」と「社会経済活動」の両立を図ることとしている。

これらを受け、本市においては、感染状況及びこれに伴う国・県の動向に注視しながら、「感染予防と感染拡大の防止」及び「持続可能な社会経済活動」の両立に向けた対策に取り組むとともに、W I T H コロナ時代における「新たな日常」のなかでの地域社会の確立に重点を置き、以下のとおり感染症対策を進めていくこととする。

1. 基本的な方針

(1) 市民の生命と健康を守る

全ての市民が健やかに安心して暮らしを続けていくためには、感染予防及び感染拡大防止は不可欠である。

よって、市民の生命と健康を守るため、市民及び本市を取り巻くすべての関係者が、感染予防及び感染拡大防止に向けた行動を実践することができるよう、必要な施策を推進していく。

(2) 市民の暮らしを支える

生命と健康を守る取り組みを実践しながら、W I T H コロナ時代におけるウイルスとの共存をひとつの大きな契機と捉え、本市の未来に向けた「新たな日常」による暮らしを支えていくことは重要である。

よって、引き続き、市民等が安心して安全に暮らすために必要な施策を推進していく。

また、これまでの活動自粛等により、人と人との交流が希薄となり、地域のコミュニティ機能の低下も懸念されることから、感染予防及び感染拡大防止対策を講じながら、これまで育んできた人と人とのつながりを大切にし、温もりある地域社会を守り育てるための体制づくりに努める。

(3) 市内経済を支援する

生命と健康を守る取り組みを実践しながら、持続可能な社会経済活動を確立するためには、市内経済を支援する取り組みが必要である。

よって、市の基幹産業である観光業をはじめ、引き続き、市民や観光客等の消費喚起を含めた市内経済活動の回復に向けた施策を推進していく。

なお、推進にあたっては、国や県の緊急経済対策に基づく施策などに適切に対応するとともに、市独自の経済対策を迅速かつ効果的に取り組んでいく。

2. 具体的な対応内容

(1) 市民の生命と健康を守る

1) 市民への対応

① 市民一人ひとりの感染予防対策等の徹底

- ・ 市民一人ひとりに対して、「新しい生活様式」の継続的な実践を呼びかけていくとともに、国・県が推奨するアプリケーションやSNS等の活用を促していく。
- ・ 特に、新型コロナウイルスに限らず、感染症によるリスクの高い高齢者については、感染予防及び感染拡大防止対策の徹底に向けたきめ細やかな体制を構築し、継続かつ適切な対応を行う。
- ・ 発症した際に、適切な対応と行動をとることができるよう、国及び県の方針等による、相談・受診体制の情報発信を行う。

② 子どもたちへの対応

- ・ 小中学校は、文部科学省が示すマニュアル等を踏まえ、活動場面に応じた「感染拡大予防策」を講じるとともに、児童・生徒が「感染予防行動」の実践に取り組めるよう、学年や児童・生徒、各学校の実態に応じた指導を行う。また、児童・生徒及び教職員の健康管理や、感染が確認された際の対応を適切に行う。
- ・ 保育園及び放課後児童クラブ等は、厚生労働省が示す考え方等を踏まえ、施設内の「感染拡大予防策」を講じるとともに、子どもたちが「感染予防行動」に対応できるよう、分かりやすい表現で実践を促す。また、子どもたち及び職員等の健康管理や、感染が確認された際の対応を適切に行う。

③ 人権等への配慮

- ・ 患者、感染者やその家族、勤務先、学校、地域等の方々の人権が侵害される事案が見受けられることから、このような事態が生じないよう適切に取り組む。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、市民への普及啓発等、必要な取り組みを実施する。
- ・ 対策が長期化する中で生じる、生活困窮による相談や、対策に関連する詐欺行為など、様々な社会課題に適切に対応する。

2) 事業者への対応

市内経済の回復に向けた取り組みは、事業者とともに適切な感染防止を図りながら行っていく必要があることから、事業者に対し「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等を踏まえた対策の実践・継続に向けた協力を呼びかけていく。

① 職場における取り組み

- ・ 職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止チェックリスト等を活用した、職場における適切な「感染拡大防止策」の実施を呼びかけていく。

② 集客（観光客を含む）に係る取り組み

- ・ 県独自の「新型コロナ警戒度基準」による、各警戒度の状況に応じた行動基準や対応等に基づき、本格的な観光振興をはじめとした持続可能な社会経済活動に向け、商工会議所や商工会、観光協会などの関係団体と連携して取り組んでいく。

3) 市の業務全般における感染予防策

市民等が利用する施設やイベント・会議等について、全庁的に感染予防策の徹底に取り組むとともに、市民等に対し、正確でわかりやすく、かつ、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行う。

① 公共施設

- ・ 国が示す「新しい生活様式」や、「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等を踏まえ、施設に応じた対策を講じるとともに、利用者に対し、感染予防行動の実践を促す。
- ・ 催物（イベント・会議等）の開催に供する目的での貸館等にあたっては、県が示す「催物（イベント等）の開催に関する協力依頼」に基づく人数上限等の要件を付すこととする。

② イベント・会議等の取扱い

- ・ 今後の大規模イベントは、県が示す「催物（イベント等）の開催に関する協力依頼」の基準に基づいたうえで、個別に開催の可否を判断する。
- ・ 上記以外の市主催の小規模イベント・会議等については、会場や規模、内容に応じた感染予防対策を講じるとともに、参加者に対し、感染予防行動の実践を促す。
- ・ 市民等が実施するイベント、会議等については、県が示す「催物（イベント等）の開催に関する協力依頼」の内容への協力を求めるとともに、主催者に対し、会場や規模、内容に応じた感染予防対策の徹底を促す。

4) 今後の感染拡大時の対応

今後、様々な事由により、感染拡大が生じた際には、県が示す「新型コロナ警戒度基準」による各警戒度の状況に応じた行動基準や対応に基づき、自粛要請等に適切に対応する。

(2) 市民の暮らしを支える

1) 安全・安心に暮らすための施策展開

これまで取り組んできた施策の効果等も評価・検証したうえで、継続すべき施策や新たに実施すべき施策を見極め、市民の暮らしに必要な施策を展開する。

2) 新たな地域づくりに向けた取り組み

感染予防対策として、新しい生活様式による身体的・物理的（フィジカル）距離を置いた対人関係のなかで、社会的（ソーシャル）距離である人と人とのつながりを強く大切にしたい。地域社会、地域づくりの構築に向け、市民の活動を支える基盤づくりに努める。

また、これらの実践により、コロナ禍で生じてきた、新しい働き方やふるさと回帰等、様々な動きとの連動を図る。

(3) 市内経済を支援する

1) 国・県の緊急経済対策

国・県の補正予算を含む緊急経済対策について、随時、情報を収集し、効果的な実施及び情報提供を行う。

2) 市の独自施策

当市の厳しい財政状況の中、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や日光市新型コロナウイルス感染症対策応援基金などの財源を有効に活用し、これまで取り組んできた施策の効果等も評価・検証したうえで、市の独自施策を展開する。

なお、施策の検討・実施にあたっては、市の特性や市内経済への影響を注意深く見極め、必要に応じて、時機を逸することなく柔軟に対応する。

3. その他の対応内容

(1) 適切な情報提供

市民に対し、正確で分かりやすく、かつ、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、「感染予防と感染拡大の防止」及び「持続可能な社会経済活動」の両立に向けた啓発を進める。

情報発信にあたっては、国・県のホームページ等を紹介するなどして有機的に連携させるとともに、広報紙やチラシなど各種広報媒体や、公式LINE、防災メール、防災無線等も活用し、迅速かつ効果的に行う。

(2) 歴史的緊急事態への対応

国においては、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえ、市においても、これに準じた対応に努める。

4. 実施体制

日光市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、国・県等の対策の情報収集、庁内の情報共有のほか、適時、対策本部会議を開催する。

「新型コロナウイルス対策に係る施策展開」について

1 施策展開における基本的な考え方

1) 日光市の基本的対応方針に沿った施策の展開

- ① 市民の生命と健康を守る
- ② 市民の暮らしを支える
- ③ 市内経済を支援する

2) 地方創生臨時交付金の主旨に沿った施策の展開

- ① 家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応
- ② 「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応
◇ 地域未来構想 20

2 緊急事態宣言の発出を受けての取り組み

令和2年4月7日に政府が緊急事態宣言を発出、4月16日には全国に拡大されたことから、国や県の施策を見据えたうえで、感染予防をはじめとした感染拡大防止対策に重点を置くとともに、感染拡大により影響を受けた市民の暮らしを支える施策、経済の回復に向けて、早期に事業着手が必要となる施策を展開してきた。

1) 市民の生命と健康を守る施策

〔主な施策〕

- ① 感染拡大防止協力金支給事業
- ② 感染症防止対策マスク購入事業
(小中学生、福祉施設、高齢者等)
- ③ 公的空間安全・安心確保事業
(サーマルカメラ、アクリルパネル、フェイスマスク、消毒液等)
- ④ 小中学校環境整備事業 (壁掛け扇風機、クールファン)
- ⑤ e-ラーニングによる学習支援事業

2) 市民の暮らしを支える施策

〔主な施策〕

- ① ひとり親家庭緊急支援給付金事業
- ② 就学援助対象世帯に対する食材配布事業
- ③ 学生生活応援事業
- ④ 夏期特別講習事業
- ⑤ 生活困窮者自立相談支援事業
- ※ 特別定額給付金 (国施策)
- ※ 水道料減免、市税等の徴収猶予

3) 市内経済を支援する施策

〔主な施策〕

- ① プレミアム付き共通商品券発行事業
- ② 中小企業振興資金保証料助成事業
- ③ がんばれ日光プロジェクト支援事業

3 国の第2次補正予算成立後の取り組み

令和2年6月12日に国の第2次補正予算が成立し、段階的な緩和に移行してきたこと等に伴い、国や県の施策を見据えたうえで、市内経済を支援する施策に重点を置きつつ、感染症の再度のまん延防止のため、適切な感染拡大防止に資する施策を展開することとした。

なお、地方創生臨時交付金の活用にあたっては、「事業継続等への対応」と地域未来構想20を含む「新しい生活様式等への対応」の二つの主旨を踏まえた施策を実施しており、今後も、交付金を有効に活用し、効果的な施策展開を図る。

〔主な施策〕

1) 市民の生命と健康を守る施策

〔事業継続等への対応〕

- ① 商店等感染予防対策支援事業
- ② 代替医師派遣等支援事業
- ③ 備蓄資機材整備事業
- ④ 予防接種事業

〔新しい生活様式等への対応〕

- ⑤ 教育用パーソナルコンピュータ整備事業

〔国の施策に基づくもの〕

- ⑥ 保育園等運営費
- ⑦ 放課後児童健全育成事業
- ⑧ 学校教育活動再開支援事業

2) 市民の暮らしを支える施策

〔国の施策に基づくもの〕

- ① ひとり親世帯臨時特別給付金事業
- ② 放課後児童健全育成事業（利用料減免）

3) 市内経済を支援する施策

〔事業継続等への対応〕

- ① 地域公共交通等支援事業
- ② 指定管理者支援事業
- ③ 農林漁業者経営継続支援事業
- ④ 観光貸し切りタクシー利用促進事業

〔新しい生活様式等への対応〕

- ⑤ シティプロモーション事業
- ⑥ ワークेशन実施支援事業
- ⑦ キャッシュレス消費活性化事業
- ⑧ 2DAYパスポート発行事業
- ⑨ 体験型コンテンツ販売促進事業
- ⑩ 観光協会支援事業
- ⑪ 教育旅行等支援事業
- ⑫ 新型コロナウイルス感染症対策観光PR事業

令和2年11月18日(水)

令和2年度第1回総合教育会議

地域と学校の連携・協働体制 強化推進について

「学校運営協議会制度等導入の必要性の検証報告」

日光市教育委員会事務局
生涯学習課

目次

はじめに

- 1 国の動向、背景等
- 2 学校運営協議会制度、地域学校協働活動推進事業の概念等
- 3 当市における必要性
- 4 今後の対応等

はじめに

日光市学校教育推進計画

◎は令和2年度の重点推進項目

重点施策1：確かな学力の育成

- ①「主体的・対話的で深い学びのある授業」づくりによる確かな学力の育成
 - ◎「深い学び」の鍵となる「見方・考え方」を働かせる学習 【パイロット校指定】
 - ◎国語・算数数学力向上推進委員による調査研究
 - 小・中学校ICT推進委員による調査研究（プログラミング教育を含む）
 - マネジメントサイクルを生かした教科経営の推進（小学校5・6年生対象の学力調査を実施）
- ②学びに向かう集団づくり
 - ◎学級満足度調査を活用した学級・教科経営の推進
- ③異学年集団（へき地複式・特別支援学級）における授業の充実
 - 異学年集団における授業研究と授業公開
 - テレビ会議システム運用等による交流学習の推進



重点施策2：豊かな人間性の育成

- ①人権教育の推進 【国・県指定 人権教育研究指定校事業：南原小】
 - 子どもの学ぶ権利を保障した授業づくり
 - 人権教育だよりによる啓発
 - 人権教育推進教員等による指導・啓発
- ②道徳教育の充実 【国・県指定 道徳教育研究指定校事業：】 【パイロット校指定】
 - 特別の教科道徳の指導助言の充実
 - パイロット校における授業研究と公開
- ③問題行動等への対応と組織体制の充実
 - ◎学校いじめ防止基本方針等に基づく指導体制の充実
 - いじめ問題対策協議会等の運営
 - ◎組織的児童生徒指導体制の充実
 - 「若杉学級」の運営の充実
 - ◎不登校支援へのセンター的機能の整備
 - 引きこもり対策の充実
- ④平和に関する教育の推進
 - 広島平和記念式典への中学2年生徒の派遣



重点施策3：健やかな体の育成

- 【生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業：清滝小】
- 体力・運動能力調査の結果分析と啓発
 - 学校栄養職員等による特別非常勤講師派遣制度の運営
 - 部活動方針に基づく適切な部活動経営



◇『第2次日光市学校教育基本計画』『コミュニケーション活動を重視した授業づくり』『学力向上リーフレット』は、市のホームページに掲載しています。
<http://www.city.nikko.lg.jp/gakkou/shouchuu/gakkouyouiku/gakuryoku.html>

重点施策4：特別支援教育の充実

- ◎自立と社会参加を促進する特別支援教育の充実 【パイロット校指定】
 - 教育支援委員会の活動の充実
 - 発達相談及び就学相談の実施
 - 個別の支援が必要な児童生徒の多い学級への市学校指導助手・支援員の配置
- ◎言語通級指導教室の適正な運営と指導の充実
 - ニーズに合わせた個別の教育支援計画の活用



重点施策5：教職員の資質能力の向上

- ◎ミドルリーダーを育成するOJTの実施（プロジェクト・チーム）
- 教職員評価制度の適正運用に関する支援
- キャリアに応じた希望研修会の開催
- パイロット校の教員や学力向上推進委員の県外研究校派遣
- 校内研修運営等への支援



重点施策6：学校の組織力の向上

- ①「チームとしての学校」づくりへの支援
 - ◎カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価の充実
 - 学級事務支援員の配置
 - ◎「学校における働き方改革基本方針」に基づく業務改善の推進
 - 事務職員の学校経営参画に向けた研修の実施
- ②信頼される学校づくりへの支援
 - 教職員の不祥事の根絶に向けた啓発・支援

重点施策7：地域と学校の協働

- ①地域の教育力を生かした学校運営への支援
 - ◎地域・社会と協働して創る授業の推進
 - 地域ぐるみの学校安全体制整備の推進
 - ◎コミュニティスクール導入に向けた研究・啓発
- ②幼・保・小の連携強化
 - 幼・保・小連携推進研修会の充実



1 国の動向、背景等

地域と学校の連携・協働の経緯

平成12年度 教育改革国民会議で新しいタイプの学校としてコミュニティ・スクールを提案

平成16年度 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正
→「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の制度化

平成18年度 教育基本法改正

平成20年度 社会教育法改正。学校支援地域本部(委託事業)を開始(平成22年度まで)

平成21年度 学校・家庭・地域の連携協力推進事業(補助)の創設

平成25年度 第2期教育振興基本計画策定
→公立小・中学校の1割(約3,000校)へのコミュニティ・スクール導入を目指すことを明記

平成27年度 中央教育審議会答申
「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」
→全ての公立学校でコミュニティ・スクール導入を目指すことを明記
「次世代の学校・地域」創生プラン策定

平成28年度 社会教育法改正

平成29年度 改正社会教育法施行、「地域学校協働活動推進事業」開始

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正 → 「学校運営協議会の設置」が努力義務
「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」策定

【文科省HP「学校と地域でつくる学びの未来」参照】

中央教育審議会答申

「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた
学校と地域の連携・協働の在り方と
今後の推進方策について」

平成27年(2015年)12月

第1章

時代の変化に伴う学校と地域の在り方

＜教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性＞

◆地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘。また、学校が抱える課題は複雑化・困難化。

◆「**社会に開かれた教育課程**」を柱とする**学習指導要領の改訂**や、チームとしての学校、教員の資質能力の向上等、昨今の学校教育を巡る改革の方向性や地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。

◆**これからの厳しい時代**を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり、そのことを通じ、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要。

〔注釈〕

子供たちが将来就くことになる職業の在り方についても、技術革新等の影響により大きく変化することになると予測されている。**子供たちの65%は将来、今は存在していない職業に就く**(キャシー・デビッドソン氏(ニューヨーク市立大学大学院センター教授), 2011)との予測や、**今後10年～20年程度で半数近くの仕事が自動化される可能性が高い**(マイケル・オズボーン氏(オックスフォード大学准教授), 2013)などの予測がある。また、**2045年には人工知能が人類を越える**「シンギュラリティ」に到達するという指摘もある。

＜これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿＞

地域とともにある学校への転換

開かれた学校から一歩踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」に転換。

子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」を一体的・総合的な体制として構築。

学校を核とした地域づくりの推進

学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進。

第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策

＜これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方＞

(コミュニティ・スクールの仕組みとしての学校運営協議会制度の基本的方向性)

◆学校運営協議会の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化する必要。

◆現行の学校運営協議会の機能(校長の定める学校運営の基本方針の承認、学校運営に関する意見、教職員の任用に関する意見)は引き続き備えることとした上で、教職員の任用に関する意見に関しては、柔軟な運用を確保する仕組みを検討。

◆学校運営協議会において、学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校と地域住民等との連携・協力を促進していく仕組みとする必要。

◆校長のリーダーシップの発揮の観点から、学校運営協議会の委員の任命において、校長の意見を反映する仕組みとする必要。

◆小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組みとする必要。

(制度的位置付けに関する検討)

◆学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し子供たちの生きる力を育むためには、地域住民や保護者等の参画を得た学校運営が求められており、コミュニティ・スクールの仕組みの導入により、地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立される。

◆このため、**全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべき**であり、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付けを検討。

<コミュニティ・スクールの総合的な推進方策>

◆国として、コミュニティ・スクールの一層の推進を図るため、財政的支援を含めた条件整備や質の向上を図るための方策を総合的に講じる必要。

- 様々な類似の仕組みを取り込んだコミュニティ・スクールの裾野の拡大
- 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化
- 学校運営協議会の委員となる人材の確保と資質の向上
- 地域住民や保護者等の多様な主体の参画の促進
- コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面の支援等の充実
- 幅広い普及・啓発の推進

◆都道府県教育委員会：都道府県としてのビジョンと推進目標の明確化、知事部局との連携・協働、全県的な推進体制の構築、教職員等の研修機会・内容の充実、都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進など

◆市町村教育委員会：市町村としてのビジョンと推進目標の明確化、首長部局との連携・協働、未指定の学校における導入等の推進など

第3章

地域の教育力の向上と地域における学校との協働体制の在り方

<地域における学校との協働体制の今後の方向性>

「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ

◆地域と学校がパートナーとして、共に子供を育て、共に地域を創るという理念に立ち、地域の教育力を向上し、持続可能な地域社会をつくる必要がある。

◆地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」として積極的に推進することが必要。

◆従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動をベースに、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から「総合化・ネットワーク化」を目指す新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展させていくことが必要。

◆地域学校協働本部には、①コーディネート機能、②多様な活動(より多くの地域住民の参画)、③持続的な活動の3要素が必須。

地域学校協働活動の全国的な推進に向けて、地域学校協働本部が、早期に、全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す



◆都道府県・市町村において、それぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、地域学校協働活動を積極的に推進。国はそれを総合的に支援。

◆地域住民や学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」及び複数のコーディネーターとの連絡調整等を行う「統括的なコーディネーター」の配置や機能強化(持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上等)が必要。

<地域学校協働活動の総合的な推進方策>

◆国

全国的に質の高い地域学校協働活動が継続的に行われるよう、制度面・財政面を含めた条件整備や質の向上に向けた方策の実施が必要。

- 地域学校協働活動推進のための体制整備の必要性及びコーディネーターの役割・資質等について明確化
- 各都道府県・市町村における推進に対する財政面の支援
- 都道府県、市町村、コーディネーター間の情報共有、ネットワーク化の支援等

◆都道府県教育委員会

都道府県としてのビジョンの明確化・計画の策定、市町村における推進活動の支援、都道府県立学校に係る活動体制の推進等

◆市町村教育委員会

市町村としてのビジョンの明確化・計画の策定、体制の整備、コーディネーターの配置、研修の充実等

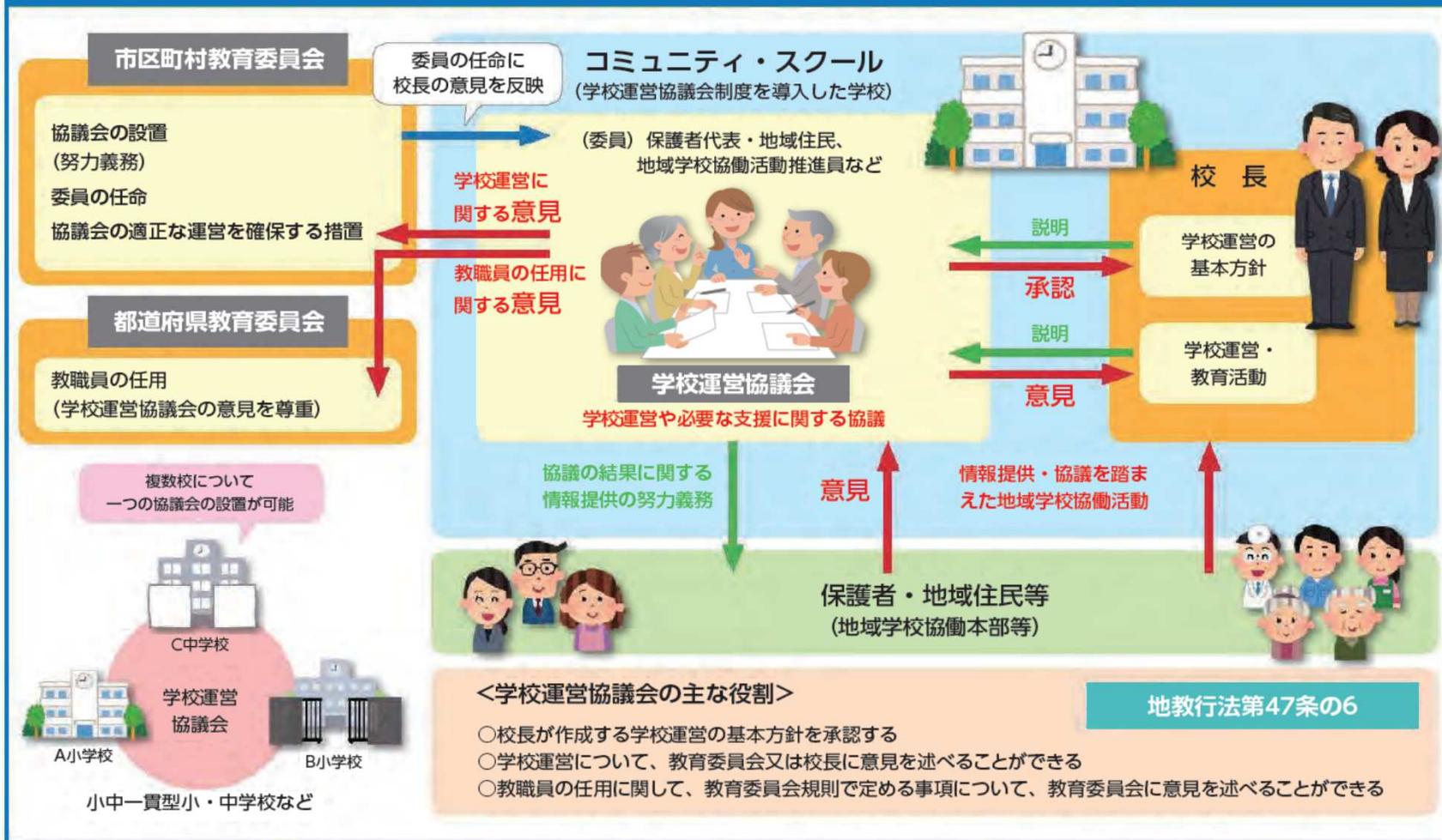
第4章

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の 一体的・効果的な推進の在り方

◆コミュニティ・スクールと社会教育の体制としての地域学校協働本部が相互に補完し高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要であり、当該学校や地域の置かれた実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要。

2 学校運営協議会制度、 地域学校協働活動推進事業の概念等

コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) の仕組み

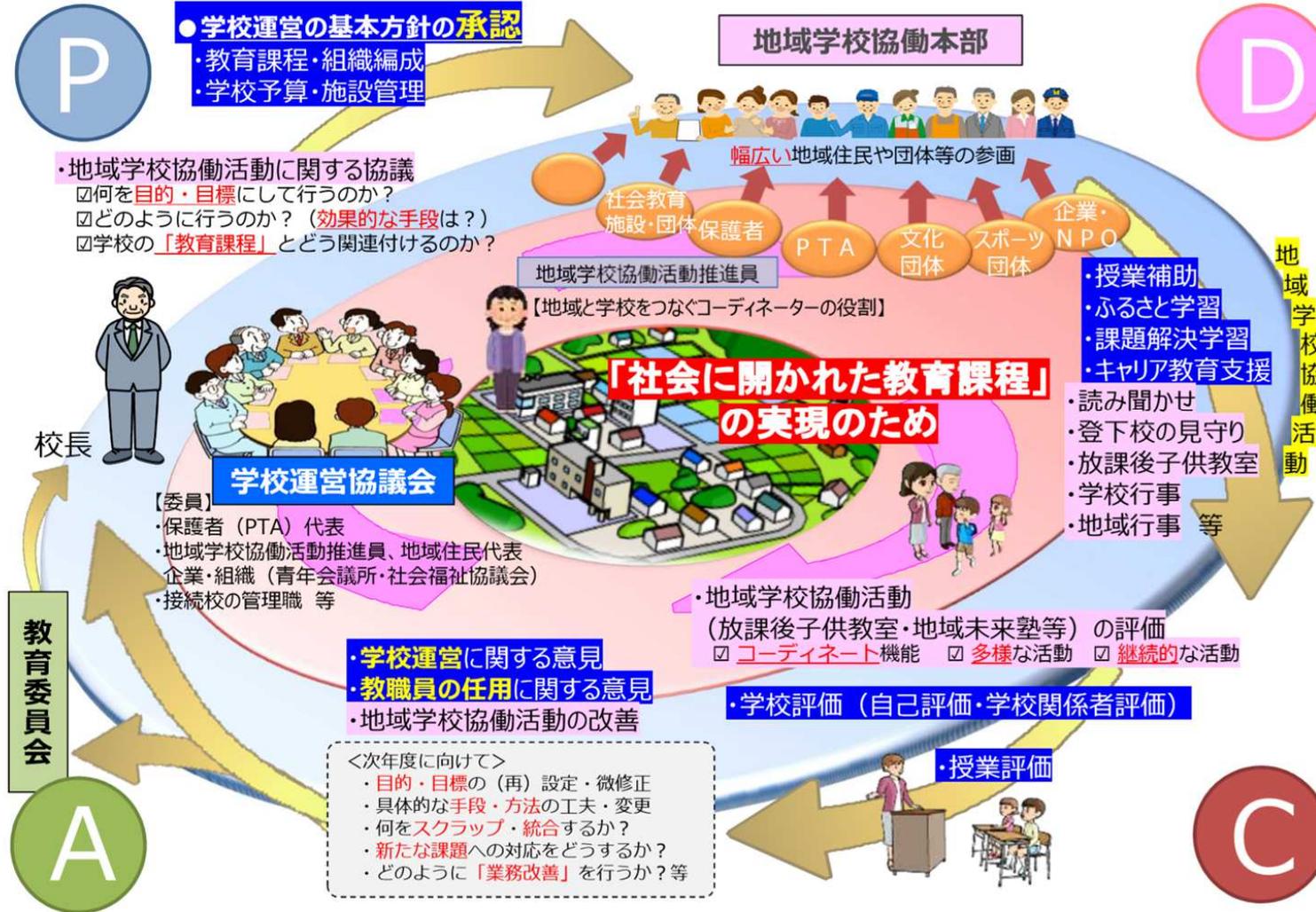


地域学校協働活動の概念図

より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有した
「緩やかなネットワーク」=「地域学校協働本部」



「社会に開かれた教育課程」の実現のためのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



3 当市における必要性

日光市の総人口推計 「人口減少」

平成17年(2005年 合併前) 94,291人



令和 2年(2020年) 約80,000人

※2020年6月1日現在住民基本台帳登録者数 80,805人



令和22年(2040年) 約57,000人



令和42年(2060年) 約35,000人

【平成27年8月「日光市人口ビジョン」より】

「消滅可能性都市」

日光市の

2010年から30年間の20～39歳の女性人口の予想減少率

- 57.9%

【日本創生会議 平成26年(2014年)5月】

全国で896自治体、全体の49.8%が消滅可能性都市(人口移動が収束しない場合において「20～39歳の女性人口」が5割以下に減少する自治体をいう。)

日光市の現状

- 地域社会の担い手が減少し、地域経済が縮小し、更に人口減少を加速させ、負の連鎖になっている。
- 「まち」の機能が低下し、地域の活力が損なわれ、生活サービスの維持が困難になっている。
- 財政難
- 生産年齢人口は市外に流失し、高齢者が増加している。
- 自治会町内会の加入者が減少し、事業は停滞している。

全国市区町村魅力度ランキング

13位 / 国内1,000市区町村

【株式会社ブランド総合研究所「地域ブランド調査2020」より】

必要性の検証

当市の状況、課題から

求められるもの

- ・持続可能なまちづくり
- ・市への愛着心の育成
- ・まちづくり活動の担い手育成

必要なもの

共助・互助の体制、地域住民の主体性が大切

そのためには、

地域を構成する人、団体、企業が

- ・共有の目標を持つ。
- ・役割・分担の明確にする。
- ・責任を持つ。

教育部門から

社会に開かれた教育課程の実現

- ①教育課程を介して目標を学校と社会が共有
- ②子供たちの育成すべき資質・能力を明確化
- ③地域の人的・物的資源の活用、社会と共有
・連携しながら、開かれた学校教育を展開

学校運営協議会制度と
地域学校協働活動推進事業の仕組み
を導入する。

4 今後の対応等

制度等導入に向けた研究の基本的な方針①

平成27年12月中央教育審議会答申

「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」おわりに

誰かが何とかしてくれる、のではなく、
自分たちが「当事者」として、
自分たちの力で学校や地域を創り上げていく。

子供たちのために学校をよくしたい、元気な地域をつくりたい、
そんな「志」が集まる学校、地域が創られ、

そこから、子供たちが自己実現や地域貢献など、志を果たしていける未来こそ、
これからの未来の姿である。



制度等の主旨を「持続可能な地域づくり」「地域づくりの担い手育成」と捉え、学校に関わる活動を通して、地域住民のつながりを強化していく。

制度等導入に向けた研究の基本的な方針②

基本的な研究方針

- (1) 導入の必要性について、調査研究を踏まえ、導入を検討する。
- (2) 導入の場合については、次のとおりとする。
- 現在運営されている学校評議員制度、及び地域教育協議会などの**経験を引継ぎ、より実効性の高い制度設計を進める**。
- 市内学校の統廃合、小中一貫校、国の法改正等の**動向を考慮し、導入時期等を設定する**。
- 各地域、各学校の状況を踏まえ、**状況に即した体制とするよう柔軟性を保つ**。
- 研究所管課(生涯学習課)は、学校教育課をはじめ教育委員会事務局各課等の協力により、協議、研修等を行うものとする。
- 当該制度等が、地域運営組織そのものに転換できる制度設計を目指す。

今年度の見通し

地域学校連携研修会

日時 12月24日(木) 14時～16時30分

会場 中央公民館中ホール

講師 (一社)とちぎ市民協働研究会代表理事

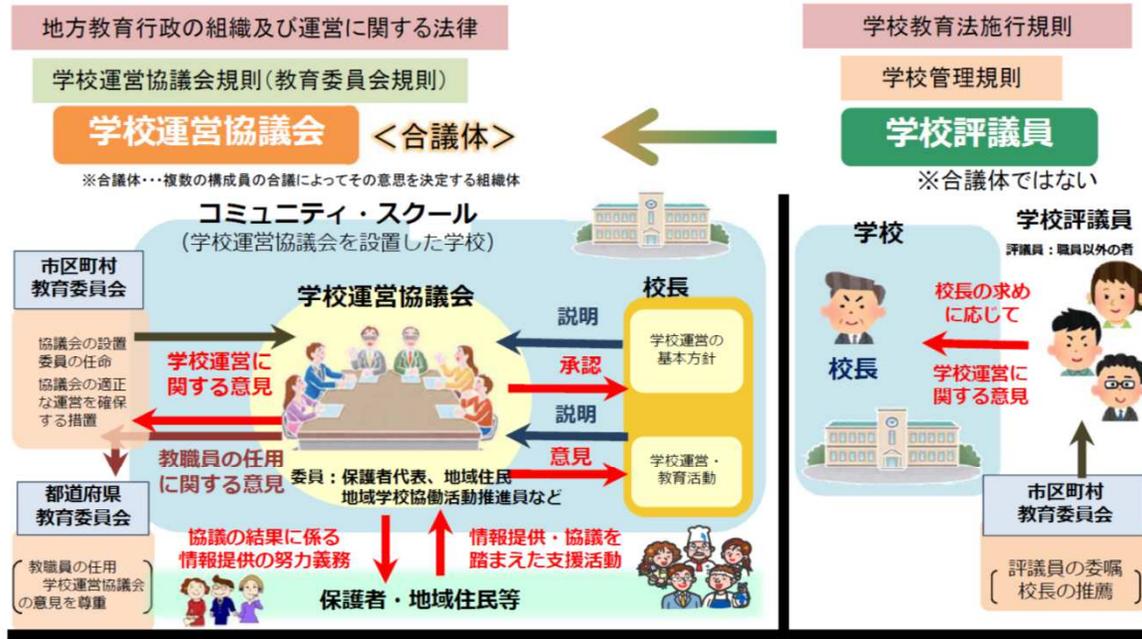
元・宇都宮大学教授 廣瀬 隆人 氏 他

地域学校連携検討会議(学校長協議)開催

制度等骨子検討

参 考 资 料

学校運営協議会と学校評議員の相違点



保護者や地域の方々が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総がかりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的

校長が、必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞くことを目的

協議体の設置 (校長の運用によらない)	←	継続性の観点	→	校長の異動に左右
協議体による組織的な活動の広がり	←	組織的活動の観点	→	想定していない
法令等に基づき役割 (権限) が明確化	←	役割の明確化の観点	→	校長の運用
主体的参画による連携・協働性が向上	←	連携・協働性の観点	→	第三者的関わり

学校運営協議会と地域学校協働活動の体制

